

## 申請方法・手順

受診

補聴器相談医に委嘱された医師又は身体障害者福祉法で指定されている医師の診断を受け、意見書を記入してもらう

見積

補聴器販売業者で購入したい補聴器の見積書をもらう

申請

申請書に意見書と見積書を添付して福祉課へ申請する※①

購入

決定通知が送られて来たら、補聴器を購入する

請求

購入後、助成金の請求書と補聴器購入の領収書(写し可)を、福祉課へ提出 ※購入日から30日以内に！※②

助成

指定の口座への振り込みにより、助成金を受け取り



助成の対象となる補聴器や補聴器の販売店など必ずご確認ください！

1

### 助成申請時に提出する書類



- 交付申請書（様式第1号）
- 助成について医師の意見書（様式第2号）
- 補聴器の見積書
- 市区町村民税の課税（非課税）証明または通知（町で町民税の額が確認できない方に限る）

※ 交付決定前に購入したものについては無効になりますので、交付決定後に必ず購入してください。

2

### 交付決定後に提出する書類



- 助成金請求書（様式第5号）
  - 補聴器購入の領収書又はその写し
- ※ 内容を審査・確認の上、助成金を支給します。
- ※助成金は請求書の提出日から30日以内に、指定の口座へ振り込みます。